

道路整備の加速化について

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課

令和7年5月30日（金）

奈良県・市町村サミット

奈良県の道路整備の現状

- 奈良県の道路整備率は約 3 4 %で**全国第 4 7 位**である。（道路統計年報2023）
- 奈良県道路整備基本計画で定める骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所） 1 4 箇所のうち、**7 箇所**は事業化から 1 0 年以上経過しているが、**用地取得完了の目途がたたない状況**。また、**既に用地取得が完了している 4 箇所においても平均して約 1 7 年の期間が経過しているが未だに完成に至っていない**。

	路線名	箇所	延長	着手年度（経過年数）
①	枚方大和郡山線	奈良市 中町～石木町	1.6km	H24（13年）
②	(都)西九条佐保線	奈良市 三条添川町～大宮町	0.5km	H25（12年）
③	(都)西九条佐保線	奈良市 八条 2 丁目～三条栄町	1.5km	H28（9年）
④	一般国道 3 6 9 号 大保道路	奈良市 大保町	1.6km	H20（17年）
⑤	(都)城廻り	大和郡山市 北郡山町～冠山町	1.0km	H23（14年）
⑥	一般国道 1 6 8 号 小平尾バイパス	生駒市 小平尾町～小瀬町	1.5km	H19（18年）
⑦	一般国道 1 6 8 号 王寺道路	王寺町 畠田4丁目～本町 1 丁目	1.5km	H13（24年）
⑧	一般国道 1 6 8 号 香芝王寺道路	香芝市 北今市～王寺町畠田 4 丁目	3.2km	H18（19年）
⑨	天理王寺線	河合町 池部～川西町保田	1.7km	H22（15年）
⑩	一般国道 1 6 9 号 御所高取バイパス	御所市 玉手～高取町兵庫	3.4km	H29（8年）
⑪	結崎田原本線	川西町結崎～三宅町三河	2.1km	H22（15年）
⑫	桜井吉野線	桜井市 下居～百市	1.4km	H17（20年）
⑬	一般国道 1 6 9 号 高取バイパス	高取町 兵庫～清水谷	3.4km	H10（27年）
⑭	一般国道 1 6 8 号 新天辻工区	五條市 大塔町阪本～西吉野町阪巻	7.2km	H30（7年）

道路整備の加速化のための改革

○立ち後れた道路整備を加速化するため、事業の進め方を改革します。

道路整備の加速化のための改革

改革1：土地収用制度の積極的活用

一定期間経過後は速やかに土地収用手続きに着手

改革2：埋蔵文化財調査の加速化

調査体制の強化や調査機材の充実、
発注方法の見直し等の環境整備

改革3：選択と集中による工事の加速化

事業実施環境が整った区間へ予算を重点化

道路整備の加速化のための改革～改革1:土地収用制度の積極的活用～

○奈良県のホームページにおいて、事業認定の適期申請のルールを掲載するとともに、事業の円滑化や進捗見通しの確保、事業の進行管理に関する説明責任の観点から、主要な事業の進捗状況等について公表し、計画的な用地取得を推進します。

■進捗状況公表イメージ

主要事業の用地取得の進捗状況等について

- ※用地取得率とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう。
- ※「完成見込時期」等に関しては令和●年●月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。
- ※「用地幅杭打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる。
- ※事業名称（事業認定単位）の区間（区域）の一部についてのみ着工している場合でも「着工済」と記載している。
- ※「収用手続きへの移行の状況等」については、事業ごとの必要工事期間を勘案していることから、完成見込時期が同時期の事業であっても、異なる場合がある。

令和●年●月●日現在

事業名称 (事業認定単位)	事業着手 年度	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	収用手続きへの移行の状況並びに収用手続きに移行していない場合にはその理由及び対応策
		用地幅杭打設 終了の時期	用地 取得率			
主要地方道●●線 (○○郡○○町地内外)	平成●年度	平成●年●月	94%	着工済	令和●年度	事業認定告示済（令和●年●月●日）
一般国道●号 「●●道路」 (○○市○○地内外)	平成●年度	令和●年●月	83%	着工済	令和●年度	任意協議を進めつつ、事業認定申請を準備中
一般国道●号 「●●道路」 (○○市○○地内外)	令和●年度	令和●年●月	78%	令和●年度	令和●年度	任意協議を進めつつ、事業認定申請を準備中
一般国道●号 「●●道路」 (○○市○○地内外)	平成●年度	令和●年●月	36%	—	—	適期申請ルール未到達
一般県道●●線 (○○郡○○町地内外)	令和●年度	未完了	—	—	—	適期申請ルール未到達

＜新たな取組＞（令和6年度より実施）

【1. 体制強化】

- 県立橿原考古学研究所の体制強化（調査員及び事務職員の増員）
- 市町村文化財部局との調査業務の分担
- 民間研究機関との連携・協力
- 短期的な調査人員確保のための雇用制度の創設 等

【2. 予算確保と運用の円滑化】

- 県立橿原考古学研究所の調査機材の充実
- 調査業務の発注方式の見直し（一括発注や債務負担による複数年度契約の導入） 等

【3. 調査環境・条件の整備】

- 発掘調査におけるDXの推進（最新デジタル機器の積極的な導入）
- 出土品処理の円滑化（保存処理体制の充実、収蔵スペースの確保）

【4. 中期的な発掘調査量の公表】

- 中長期の事業量を把握・公表し、事業の見通しを示すことで、発掘調査関連企業の参入を促進

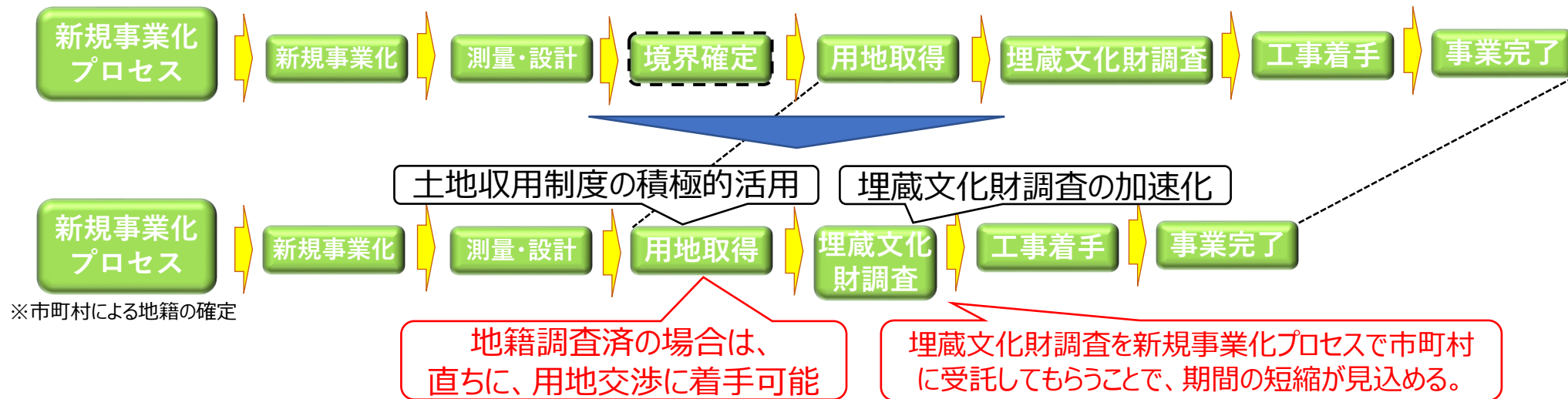
＜効率化＞

- 簡易発掘調査（トレンチ調査） → 期間を半減（5千㎡の調査を最長6か月から3か月に短縮）
- 発掘調査 → 面積を3倍増（1年間で最大1万㎡を3万㎡に拡大）

道路整備の加速化のための改革～改革3:選択と集中による工事の加速化～

- 「改革3：選択と集中による工事の加速化」をすべく、予算の重点的な投資に加え、新規事業化プロセスにおいて、**「市町村による地籍の原則確定」、「市町村による埋蔵文化財調査の原則受託」、「バイパス事業における旧道の原則移管」**の3項目を必須条件とする。

■事業フローの見直し



■地籍について

骨格幹線道路 14箇所のうち **2箇所**、その他の道路事業で 69箇所のうち **16箇所**が地籍の状況が不明確な状態が判明している。

これまで 新規事業化**後**に、境界確定作業を行っており、事業が長期化している

これから 新規事業化**前**に事業実施環境を整えることで、事業のスピードアップを図る

地籍調査について

■ 地籍調査の必要性

奈良県の県土の約 8 割が山林を占め、可住地面積が全国一少ない本県の状況を踏まえると、有効かつ効率的な土地利用が必要。

計画的な土地利用に基づく地域振興を図っていく上で、土地の戸籍というべき地籍整備が必要。

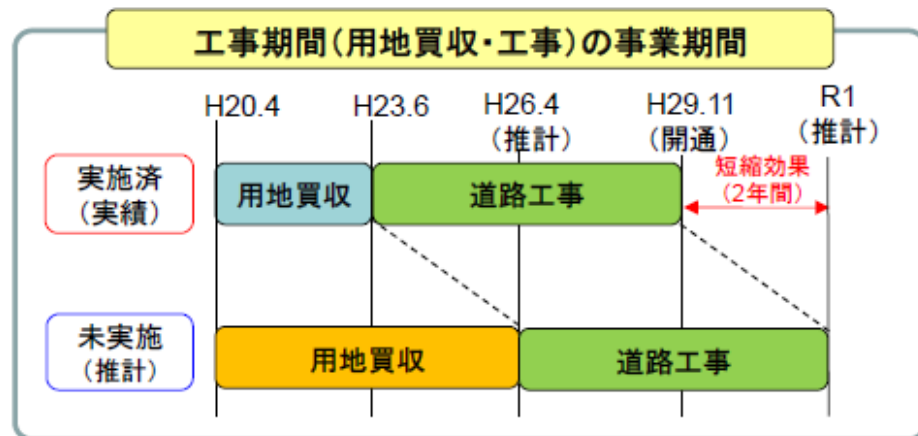
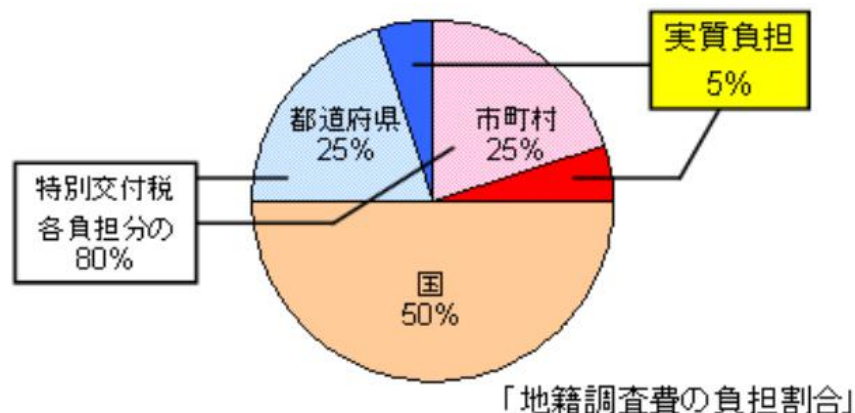
■ 地籍調査の概要

地籍調査は国土調査法に基づく調査で、自治事務として市町村が実施。

地籍調査の実施に係る経費は通常の公共測量の 1 / 4 程度で、補助金、特別交付税を勘案すると、**市町村の実質負担は 5 %**で実施可能。

■ 地籍調査の実施による効果の事例

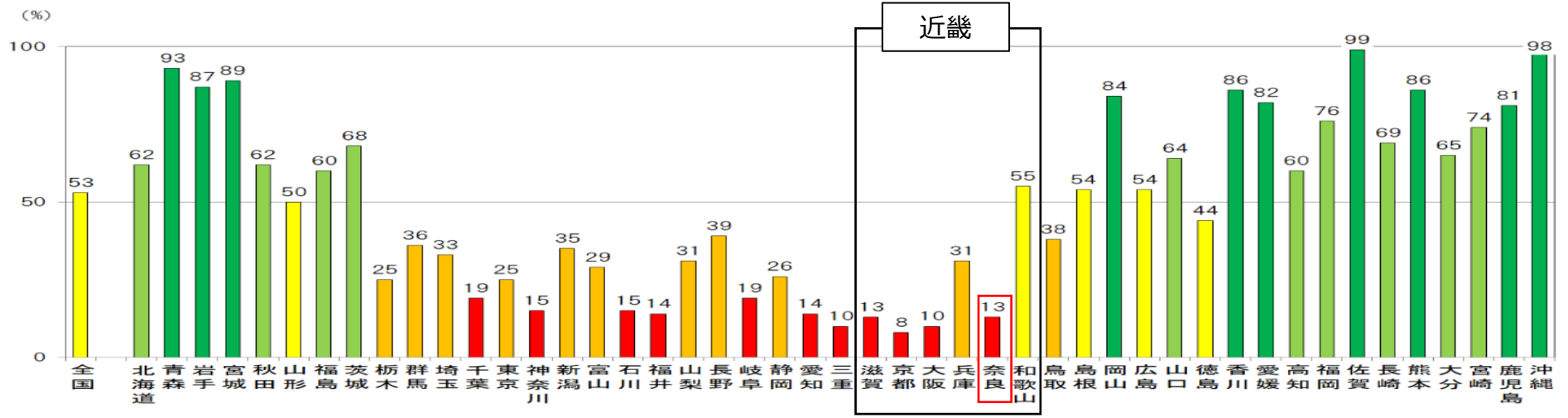
西九州自動車道今福IC～調川IC区間（延長2.6km）では、平成18年度から2カ年（調査面積3.15km²）で地籍調査完了済みだったため、**最低でも2年以上の事業期間の短縮**につながった。



地籍調査の進捗率

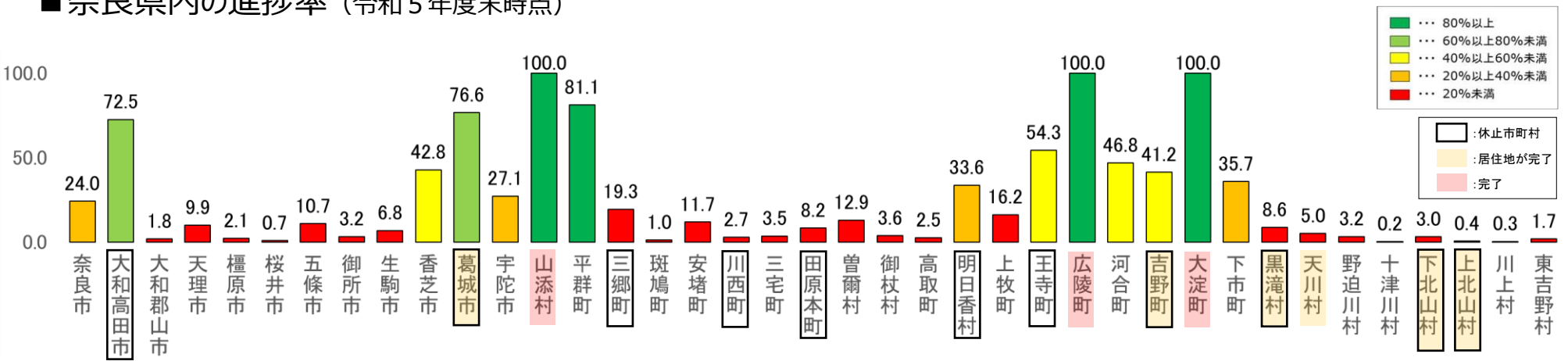
- 全国の平均進捗率は53%に対し、近畿圏は全般的に遅れており、奈良県全体の進捗率は約13%（全国44位）。
- 完了済の市町村は、山添村、広陵町、大淀町。
- 居住地域は完了、残り山林のみの市町村は、葛城市、吉野町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村。
- 現在、職員不足等により、11市町村が地籍調査事業を休止している。（令和7年度時点）

■ 全国の進捗率（令和5年度末時点）



■ 奈良県内の進捗率（令和5年度末時点）

【出典】国土交通省不動産・建設経済局HP



- 奈良県の道路整備率は未だ全国最下位であり、県発展のためにも、道路整備の加速化が必要です。
- 道路整備の加速化には、市町村の協力が不可欠です。
- 引き続き、奈良県全体の発展のため、ご協力お願いします。